

事前調査票

この度は、貴社事業所のマネジメントシステムの認証を、日本自動車研究所 認証センターにお申込みいただき、誠にありがとうございます。

審査を実施するにあたり、貴社事業所の事業内容等の概要を、事前に把握しておきたいと存じます。大変お手数をおかけいたしますが、この事前調査票の設問にご回答の上、当センターへご返送いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、ご回答の内容は、審査以外に使用せず、また、外部への漏えいがないきよう管理することを申し添えます。

〔記入用紙〕

- ① P2～4 の『申込確認票』及び P11, P12 の『サイト確認票』は、【品質】、【環境】が共用となっております。
- ② 【品質】は、①項の各確認票及び P5～6 の用紙にご記入ください。
- ③ 【環境】は、①項の各確認票及び P7～10, P20 の用紙にご記入ください。
尚、エネルギーの使用量を算出する P20 の『別表 1』はエクセルシートとなっております。※表をダブルクリックするとエクセルが起動します。
- ④ ご記入にあたり、P13～31 の『参照資料』をご活用ください。

一般財団法人 日本自動車研究所
認証センター

申込確認票

☐EMS ☐QMS (☒マークをご記入ください)

調査票記入日: 年 月 日

受審組織名称	フリガナ	
	和文	
	英文	
代表所在地	フリガナ	
	〒	
受審組織代表者	所属・役職	フリガナ
		氏名
	住所(受審組織所在地と異なる場合のみ記入) 〒	
ご担当者	〒	フリガナ
		氏名
	TEL	FAX
	E-mail アドレス	
	住所(受審組織所在地と異なる場合のみ記入) 〒	
認証を希望する規格	☐ ISO9001:----(JIS Q9001:----) ☐ 適用不可の箇条(項) 適用不可の理由: ☐ ISO14001: ----(JIS Q14001:----)	
受審時期	(1)登録年月の希望はありますか。 ☐ なし ☐ あり(年 月までに) (2)審査を希望される時期はいつごろですか。 文書審査 (初回第1段階) 年 月 旬頃 本審査 (初回第2段階) 年 月 旬頃 (注)①文書審査の前に事前調査のため、貴社を訪問いたします。 ②文書審査と本審査の間隔は45日以上が目安となります。 ③本審査はマネジメントシステムが確立し、維持されていることを確認します。このため、3ヶ月以上のマネジメントシステムの運用が必要となります。 ④本審査の後、登録決定まで 50 日程度の日数を要しますのでご注意ください。	
マネジメントシステム 状況	(1)マネジメントシステムマニュアルに相当するものはありますか。 ☐ ある ☐ まだ完成していない(→完成予定時期: 年 月頃)	

⑥貴社が該当する業種を下記より選択してください。(複数可)

1. ☐ 農業、林業、漁業	21. ☐ 航空宇宙産業
2. ☐ 鉱業、採石業	22. ☐ その他輸送装置
3. ☐ 食料品、飲料、タバコ	23. ☐ 他の分類に属さない製造業
4. ☐ 織物、繊維製品	24. ☐ 再生業
5. ☐ 皮革、皮革製品	25. ☐ 電力供給
6. ☐ 木材、木製品	26. ☐ ガス供給
7. ☐ パルプ、紙、紙製品	27. ☐ 給水
8. ☐ 出版業	28. ☐ 建設
9. ☐ 印刷業	29. ☐ 卸売業、小売業、 並びに自動車、オートバイ、 個人所持品及び家財道具の修理業
10. ☐ コークス及び精製石油製品の製造	30. ☐ ホテル、レストラン
11. ☐ 核燃料	31. ☐ 輸送、倉庫、通信
12. ☐ 化学薬品、化学製品及び繊維	32. ☐ 金融、保険、不動産、賃貸
13. ☐ 医薬品	33. ☐ 情報技術
14. ☐ ゴム製品、プラスチック製品	34. ☐ エンジニアリング、研究開発
15. ☐ 非金属鉱物製品	35. ☐ その他専門的サービス
16. ☐ コンクリート、セメント、石灰、石こう他	36. ☐ 公共行政
17. ☐ 基礎金属、加工金属製品	37. ☐ 教育
18. ☐ 機械、装置	38. ☐ 医療及び社会事業
19. ☐ 電氣的及び光学的装置	39. ☐ その他社会的・個人的サービス
20. ☐ 造船業	

⑦生産工程フロー

主要工程の概略フローを記入ください。枠内に記入できない場合は別紙を添付してください。

その一連の工程の途中に、敷地内外を問わず、外部の業者に委託している工程があれば分かるように示してください。

【品質】 該当する箇所を記入してください。(わかる範囲で結構です)

1. 製品について

業務内容、製品及びサービスの内容をご記入ください

[	]
[	]
[	]

製品及びサービスは、いわゆる姿、形に見える有形のものに限定されません。4つの一般的な製品分類としてサービス(例えば輸送、自動車修理、レストラン)、ソフトウェア(例えばコンピュータプログラム、辞書、運転者用マニュアル)、ハードウェア(例えばエンジン機械部品、タイヤ)、素材製品(例えば潤滑油、燃料、冷却液))があります。また、多くの製品は、これらの要素の組み合わせで構成されており、いずれで呼ぶかは、その製品の主要要素で決まるとしています。

2. 特殊工程がありますか ☐はい ☐いいえ

***特殊工程の例**

・製造業

溶接、熱処理、接着、メッキ、塗装、鉄鋼製品・鋳物製品の非破壊試験、食品製造

・サービス業全般

調理、結婚式の司会

研修センターのフロント業務、研修センターのバス送迎業務

はいの場合、具体的に記入してください。

[	]
[	]
[	]

結果として得られる製品及びサービスの適合が容易に、または経済的に検証できないプロセスは一般的に特殊工程と呼ばれます。

3. 顧客の所有物がありますか ☐はい ☐いいえ

***顧客所有物の例**

製造業の場合

・貸与された金型・治工具、検査装置、部品

・支給された図面、ソフトウェア

サービス業の場合

・自動車整備・修理工場が預かった車両

・クリーニング店が預かったお客様の衣服

・写真店が現像、焼付けのために預かったお客様のフィルム

はいの場合、具体的に記入してください。

[	]
[	]
[	]

顧客が材料を支給し、製品の加工・製造を発注する場合や貴社が保有していない検査装置、図面、ソフトウェアなどを顧客が貸与して、製品の製造、またはサービスの提供に使用する場合に用いられるものはすべて「顧客所有物」となります。

4. アウトソース(外部から提供されるプロセス、製品及びサービス)がありますか ☐はい ☐いいえ

はいの場合、具体的に記入してください。

[	]
[	]
[	]

下記に該当する場合には、外部から提供されるプロセス、製品及びサービスに適用する管理を決定しなければなりません。

- a) 外部提供者からの製品及びサービスが、貴社自身の製品及びサービスに組み込むことを意図したものである場合
- b) 製品及びサービスが、貴社に代わって、外部提供者から直接顧客に提供される場合
- c) プロセス又はプロセスの一部が、貴社の決定の結果として、外部提供者から提供される場合

5. 法令・規制要求事項がありますか ☐はい ☐いいえ

はいの場合、具体的に記入してください。

[	]
[	]
[	]

国、地方自治体の法令や行政指導、規制、業界団体などの自主規制など、法律に基づくものと規制を含む、多様で強制的な要求事項の事です。

【環境】 該当する箇所を記入してください。(概算値で結構です)

1. 総敷地面積及び総延床面積(レイアウト図で代用可です)

工場・事業所					
総敷地面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
延床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

2. エネルギー使用量(年合計値)

該当する箇所に☑マークを入れてください。

工場・事業所					
第1種	☐	☐	☐	☐	☐
第2種	☐	☐	☐	☐	☐
1500kl/年未満	☐	☐	☐	☐	☐

参考

- ① 第1種エネルギー管理指定工場(エネルギー使用量原油換算):3000kl/年以上)
- ② 第2種エネルギー管理指定工場(エネルギー使用量原油換算):1500kl/年以上～3000kl年未満)
- ③ 特定連鎖化事業者(フランチャイズ)

P22 の別表1から求めてください。

エネルギー使用状況

特定事業者又は特定連鎖化事業者の名称(1種/2種)					
工場の所在地	〒				
エネルギー使用量		合計	燃料及び熱	電気	
	年度	原油換算kl	原油換算kl	万kwh	
エネルギー管理指定工場指定番号					
1500kl未満の事業者名称					
工場の所在地	〒				
エネルギー使用量		合計	燃料及び熱	電気	
	年度	原油換算kl	原油換算kl	万kwh	

3. 用水使用量(年合計値)

工場・事業所	市水	工業用水	井戸水	その他
	m ³	m ³	m ³	m ³
	m ³	m ³	m ³	m ³
	m ³	m ³	m ³	m ³
	m ³	m ³	m ³	m ³
	m ³	m ³	m ³	m ³

4. 廃棄物の発生量(年合計値)

工場・事業所	特別管理産業廃棄物		産業廃棄物		一般廃棄物	
	名称	量	名称	量	名称	量
		t		t		t
		t		t		t
		t		t		t
		t		t		t
		t		t		t

5. 大気関係

特定施設がありますか ☐ はい ☐ いいえ

はいの場合、別表2から該当するものを記入してください。

工場・事業所	ばい煙又は粉じん発生施設名			
	排出ガス量 Nm ³ /h			

「特定工場の公害防止組織の整備に関する法律」の適用される公害防止管理者資格は、
(大気) ☐ 第一種 ☐ 第二種 ☐ 第三種 ☐ 第四種 ※別表4を参照してください。

工場・事業所	ばい煙又は粉じん発生施設名			
	排出ガス量 Nm ³ /h			

「特定工場の公害防止組織の整備に関する法律」の適用される公害防止管理者資格は、
(大気) ☐ 第一種 ☐ 第二種 ☐ 第三種 ☐ 第四種 ※別表4を参照してください。

工場・事業所	ばい煙又は粉じん発生施設名			
	排出ガス量 Nm ³ /h			

「特定工場の公害防止組織の整備に関する法律」の適用される公害防止管理者資格は、
(大気) ☐ 第一種 ☐ 第二種 ☐ 第三種 ☐ 第四種 ※別表4を参照してください。

工場・事業所	ばい煙又は粉じん発生施設名			
	排出ガス量 Nm ³ /h			

「特定工場の公害防止組織の整備に関する法律」の適用される公害防止管理者資格は、
(大気) ☐ 第一種 ☐ 第二種 ☐ 第三種 ☐ 第四種 ※別表4を参照してください。

工場・事業所	ばい煙又は粉じん発生施設名			
	排出ガス量 Nm ³ /h			

「特定工場の公害防止組織の整備に関する法律」の適用される公害防止管理者資格は、
(大気) ☐ 第一種 ☐ 第二種 ☐ 第三種 ☐ 第四種 ※別表4を参照してください。

6. 水質関係

特定施設がありますか ☐はい ☐いいえ 別表3から該当するものを記入してください。

$$[\quad][\quad][\quad]$$

又、排水処理施設についてご記入ください。 ※排水経路図があれば添付してください。

工場・事業所	排水処理施設名			
	処理量 m ³ /日			
	処理能力 m ³ /日			

「特定工場の公害防止組織の整備に関する法律」の適用される公害防止管理者資格は、
(水質) ☐ 第一種 ☐ 第二種 ☐ 第三種 ☐ 第四種 ※別表4を参照してください。

敷地外最終排出: ☐公共下水道 ☐河川 ☐湖沼 ☐海 ☐他()

工場・事業所	排水処理施設名			
	処理量 m ³ /日			
	処理能力 m ³ /日			

「特定工場の公害防止組織の整備に関する法律」の適用される公害防止管理者資格は、
(水質) ☐ 第一種 ☐ 第二種 ☐ 第三種 ☐ 第四種 ※別表4を参照してください。

敷地外最終排出: ☐公共下水道 ☐河川 ☐湖沼 ☐海 ☐他()

工場・事業所	排水処理施設名			
	処理量 m ³ /日			
	処理能力 m ³ /日			

「特定工場の公害防止組織の整備に関する法律」の適用される公害防止管理者資格は、
(水質) ☐ 第一種 ☐ 第二種 ☐ 第三種 ☐ 第四種 ※別表4を参照してください。

敷地外最終排出: ☐公共下水道 ☐河川 ☐湖沼 ☐海 ☐他()

工場・事業所	排水処理施設名			
	処理量 m ³ /日			
	処理能力 m ³ /日			

「特定工場の公害防止組織の整備に関する法律」の適用される公害防止管理者資格は、
(水質) ☐ 第一種 ☐ 第二種 ☐ 第三種 ☐ 第四種 ※別表4を参照してください。

敷地外最終排出: ☐公共下水道 ☐河川 ☐湖沼 ☐海 ☐他()

工場・事業所	排水処理施設名			
	処理量 m ³ /日			
	処理能力 m ³ /日			

「特定工場の公害防止組織の整備に関する法律」の適用される公害防止管理者資格は、
(水質) ☐ 第一種 ☐ 第二種 ☐ 第三種 ☐ 第四種 ※別表4を参照してください。

敷地外最終排出：☐公共下水道 ☐河川 ☐湖沼 ☐海 ☐他()

7. 騒音・振動関係 ※主たるもので結構です 別表5、6を参照してください。

全事業所	設備名(特定施設)			
	騒音、振動の区分	☐ 騒音 ☐ 振動	☐ 騒音 ☐ 振動	☐ 騒音 ☐ 振動
	設備名(特定施設)			
	騒音、振動の区分	☐ 騒音 ☐ 振動	☐ 騒音 ☐ 振動	☐ 騒音 ☐ 振動

8. 化学物質

毒劇物法対象物質: ☐無 ☐有

化審法対象物質: ☐無 ☐有

PRTR法: ☐無 ☐有 ※主たるもので結構です

工場・事業所 合計	化学物質名				
	取扱量 t/年	t	t	t	t
	製造量 t/年	t	t	t	t
	化学物質名				
	取扱量 t/年	t	t	t	t
	製造量 t/年	t	t	t	t

土壤汚染物質について該当するものをご記入ください。

該当工場・事業所	凡例: ☒ 現在使用、 ☐ 過去使用)
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物等)	☐ クロロエチレン ☐ 四塩化炭素 ☐ 1,2-ジクロロエタン ☐ 1,1-ジクロロエチレン ☐ シス-1,2-ジクロロエチレン ☐ 1,3-ジクロロプロペン ☐ ジクロロメタン ☐ テトラクロロエチレン ☐ 1,1,1-トリクロロエタン ☐ 1,1,2-トリクロロエタン ☐ トリクロロエチレン ☐ ベンゼン
第二種特定有害物質 (重金属等)	☐ カドミウム及びその化合物 ☐ 六価クロム化合物 ☐ シアン化合物 ☐ 水銀及びその化合物 ☐ セレン及びその化合物 ☐ 鉛及びその化合物 ☐ 砒素及びその化合物 ☐ ふっ素及びその化合物 ☐ ほう素及びその化合物
第三種特定有害物質 (農薬等)	☐ シマジン ☐ チオベンカルブ ☐ チウラム ☐ PCB ☐ 有機りん化合物

9. 貨物用自動車保有台数及びフォークリフト保有台数

工場・事業所合計 (貨物用)	t 車 台	t 車 台	t 車 台	t 車 台
	軽油	ガソリン	C N G	その他()
	t 車 台	t 車 台	t 車 台	t 車 台
	軽油	ガソリン	C N G	その他()
	t 車 台	t 車 台	t 車 台	t 車 台
工場・事業所合計 (フォークリフト)	軽油	ガソリン	C N G	その他()
	バッテリー	L P G	軽油	ガソリン
	台	台	台	台

サイト確認票（代表サイト）

*代表サイトを本帳票に記載してください。

*複数サイト（工場・事業所・支店等）がある場合は、他サイトは次頁の帳票に記載をお願いします。

① 認証に含むサイト数は何ヶ所ですか

全サイト数	ヶ所
-------	----

② 代表サイト（中央機能を含むマネジメントシステム全般を管理しているサイト）の概要

名称			
住所	〒		
主な製品・サービス又は業務内容	例：自動車の製造、自動車の販売、汎用歯車の製造、汎用工作機械の製造、廃棄物の収集運搬		
JARI コード（注1）		事業セクター（注1）	

注1）添付の＜サイト確認票付属表1＞の【環境用】または【品質用】から該当する JARI コード及び事業セクターをご記入ください。（記載例：加工金属製品製造業の場合、環境は JARI コード 17、事業セクター⑬、品質は JARI コード 25.00、事業セクター⑮）なお、該当する業種がない場合はご連絡ください。

③ 代表サイトの有効人員（審査工数算定に使います。貴社の人員についてご記入ください。）

総有効人数：人 (右欄の合計)	非交代勤務者数	人
	2 交替勤務者数	人(□業務は同一。□業務が異なる)
	3 交替勤務者数	人(□業務は同一。□業務が異なる)

注）・パートの方は、(パート勤務時間÷規定労働時間)×人数を計算してください。

例：規定労働時間が8時間の組織に、4時間勤務のパートタイム従業員が10人いる場合 ⇒ (4時間÷8時間)×10人=5人(小数点以下は切り上げ)

・「業務が異なる」の例：金属部品製造工程で、日勤がプレス、夜勤が塗装。

④ 代表サイトの要員の内訳（パートの方も含め、全て頭数でご記入ください。）

正規従業員数		人
非正規従業員数	パート	人
	派遣	人
	契約	人
	研修生など	人
他企業従業員数 (業務委託・関連企業等)	企業名)	人
	企業名)	人
	企業名)	人

⑤ 代表サイト内に常駐しているが、貴社の MS の範囲にない企業

企業名)
企業名)

⑥ 一時的サイトはありますか？ ※＜サイト確認票付属表2参照＞ ⇒ ☐有 ☐無
有の場合、具体的に記入して下さい。

業務詳細	
------	--

サイト確認票（その他のサイト）

＊認証取得を希望する全てのサイトについて1サイト1葉で記載してください。

＊コピーしてご利用ください。

① サイトの概要

名称			
住所	〒 _____		
主な製品・サービス又は業務内容	例：自動車の製造、自動車の販売、汎用歯車の製造、汎用工作機械の製造、廃棄物の収集運搬		
JARI コード（注1）		事業セクター（注1）	

注1）添付の＜サイト確認票付属表1＞の【環境用】または【品質用】から該当する JARI コード及び事業セクターをご記入ください。（記載例：加工金属製品製造業の場合、環境は JARI コード 17、事業セクター⑬、品質は JARI コード 25.00、事業セクター⑮）なお、該当する業種がない場合はご連絡ください。

② サイトの有効人員（審査工数算定に使います。貴社の人員についてご記入ください。）

総有効人数： _____ 人 （右欄の合計）	非交代勤務者数	人
	2 交替勤務者数	人（ ☐ 業務は同一。 ☐ 業務が異なる）
	3 交替勤務者数	人（ ☐ 業務は同一。 ☐ 業務が異なる）

注）・パートの方は。（パート勤務時間÷規定労働時間）×人数を計算してください。

例：規定労働時間が8時間の組織に、4時間勤務のパートタイム従業員が10人いる場合 ⇒ （4時間÷8時間）×10人＝5人（小数点以下は切り上げ）

・「業務が異なる」の例：金属部品製造工程で、日勤がプレス、夜勤が塗装。

③ サイトの要員の内訳（パートの方も含め、全て頭数でご記入ください。）

正規従業員数		人
非正規従業員数	パート	人
	派遣	人
	契約	人
	研修生など	人
他企業従業員数 （業務委託・ 関連企業等）	企業名）	人
	企業名）	人
	企業名）	人

④ サイト内に常駐しているが、貴社の MS の範囲にない企業

企業名）
企業名）

⑦ 一時的サイトはありますか？ ※＜サイト確認票付属表2参照＞ ⇒ ☐有 ☐無 有の場合、具体的に記入して下さい。

業務詳細	
------	--

●参照資料●

<サイト確認票付属表1>

・サイト確認票の①項に記載する「JARI コード」は以下の【環境用】又は、【品質用】をご参照ください。

【環境用 JARI コード表】

業種	JARI コード	JAB 認定範囲 分類番号
織物・繊維製品業	4	4
化学薬品・化学製品及び繊維業	12	12
ゴム製品・プラスチック製品業	14	14
非金属鉱物製品業	15	15
基礎金属・加工金属製品	17	17
機器・装置製造業	18	18
電氣的及び工学的装置製造業	19	19
造船業	20	20
その他輸送装置(自動車・自動車部品製造など)	22	22
再生業(材料再生業など)	24	24
建設業	28	28
卸売業、小売業、自動車・オートバイ修理業	29	29
輸送(旅客・貨物運送など)・倉庫・通信業	31	31
金融、保険、不動産、賃貸業	32	32
情報技術	33	33
エンジニアリング、研究開発	34	34
その他専門的サービス(警備・清掃・造園など)	35	35
教育機関	37	37
その他個人的サービス(廃棄物収集・クリーニングなど)	39	39

【環境用事業セクター表】

	事業セクター	参考) 関連業種・工程の例
高い環境影響	①織物及び衣類のなめし業	なめしに限る
	②紙再生工程を含む紙製造の内パルプ製造の部分	
	③化学薬品及び医薬品	
	④一次産品生産－金属	
	⑤非金属加工及びセラミック及びセメントを含む製品	セラミック製造
	⑥土木建設及び取り壊し	建設業
	⑦有害廃棄物及び非有害廃棄物の処理、例えば焼却	廃棄物処理・処分業
	⑧排水及び下水処理	下水道、共同排水処理
中程度の環境影響	⑨なめしを除く繊維及び衣類	染色に限る
	⑩板の製造、木材の処理／注入、及び木製品	
	⑪パルプ製造を除く紙製造及び印刷業	印刷業
	⑫非金属加工及びガラス、粘土、石灰などを含む製品	ガラス製品製造
	⑬金属合成加工製品の表面及びその他化学的処理（一次産品生産を除く）	自動車及び自動車部品製造で塗装、メッキ、鉄鑄造、アルミ鑄造、熱処理工程
	⑭機械工学一般に関する表面及びその他化学的処理	
	⑮電子産業用ベアプリント回線基板生産	電子機器製造（基板製造）
	⑯輸送機器製造－道路、鉄道、航空、船	自動車製造一般、
	⑰化学薬品の混合、混練	塗料製造、ゴム材料製造
	⑱化学燃料の卸売り、及び小売業	石油元売、ガソリンスタンド
	⑲輸送及び流通－海上、航空路、陸路	輸送業（大型車両10台以上保有）
	⑳通常一般ビジネスサービスの一部である不動産代理業、不動産管理、産業清掃、衛生清掃、ドライクリニング	浄化槽清掃業、廃棄物収集運搬業 設備清掃
	㉑リサイクリング、コンポスト化、埋立（非有害廃棄物）	リサイクル業
	㉒技術試験及び試験所	試験所
低い環境影響	㉓ホテル／レストランを除くレジャーサービス及び個人サービス	
	㉔農業、漁業、林業	造園業
	㉕ホテル／レストラン	
	㉖板製造、木材の処理及び注入を除く、木及び木材製品	自動車内装木材部品製造業
	㉗印刷、パルプ製造、紙製造を除く紙製品	
	㉘ゴム・プラスチック原料の製造を除くゴム・プラスチックの鑄込み及び成型	自動車及び自動車部品製造で 樹脂成形工程
	㉙表面処理及びその他化学的処理及び一次産品を除く、熱成形及び冷間成形及び金属合成加工	自動車及び自動車部品製造でプレス・鍛造工程、焼結工程、溶接工程、機械加工工程

	③⑩表面処理及びその他化学的処理を除く一般的機械工学的組立	自動車及び自動車部品製造で組立工程 設備据付・施工（ダクト・配管工事含む）
	③⑪ベアプリント回線基板製造を除く電気及び電気機器組立業	自動車用電気部品製造業
	③⑫なめしを除く繊維及び衣類	シート製造業、縫製業、紡績・織布業
	③⑬卸売業及び小売業	自動車販売業・整備業・部品販売業
	③⑭輸送及び流通－陸路	輸送業（大型車両9台以下保有）
限 ら れ て い る	③⑮企業活動及び管理、本部及び持ち株会社の管理	事務部門のみのサイト、商社
	③⑯輸送及び流通－管理する輸送機は持たない管理サービス	輸送業（車両保有せず）、倉庫・デポ
	③⑰不動産代理業、不動産管理、産業清掃、衛生清掃、ドライクリニングを除く、一般的ビジネスサービス	人材派遣業、ビル管理業、事務処理業
	③⑱教育サービス	学校、職業訓練校
特 別	③⑲行政・地方自治体	地方自治体
	④⑩環境に敏感な製品及びサービスをもつ組織	自動車開発部門、研究所
	④⑪金融機関	

【品質用 JARI コード表】

業種	JARI コード	JAB 認定範囲 分類番号
織物製品製造業	13.00	4
化学品及び化学製品製造業	20.00	12
ゴム製品製造業	22.10	14
プラスチック製品製造業	22.20	
その他の非金属鉱物製品製造業(セメント・コンクリートを除く)、(ガラス・セラミック製品など)	23.00	15
基礎金属製造業(パイプ、ワイヤー、金属生産など)	24.00	17
金属加工製品製造業 (機械加工、プレス、圧延品、金型など)	25.00	
機械機器製造業(成型機械、工作機械など)	28.00	18
コンピューター、電子機器、光学製品製造業	26.00	19
電気機器製造業	27.00	
自動車、トレーラー、自動車用部品製造業	29.00	22
輸送機器製造業	30.90	
材料再生業	38.30	24
土木工事業	42.00	28
解体・整地業	43.10	
電気工事、配管工事、その他建設工事業	43.20	
建物の完成と仕上げ業	43.30	

自動車・オートバイ・関連部品の卸売り又は販売業、 自動車・オートバイ整備・修理業	45.00	29
卸売業(自動車・オートバイを除く)	46.00	
小売業(自動車・オートバイを除く)	47.00	
道路貨物運送業	49.40	31
倉庫管理及び貨物運送取扱業	52.00	
建築(設計コンサルタントなど)、エンジニアリングサービス 関連技術コンサルタント業務	71.10	34
技術的試験と分析業(エンジニアリング関連)	71.20	
科学的な研究開発業	72.00	
本社業務・経営コンサルタント業	70.00	35
職業紹介業	78.00	
民間警備業	80.10	
警備システム、セキュリティ運用等サービス業	80.20	
清掃業	81.20	
造園サービス業	81.30	
会議・展示会関連業	82.30	
事業支援(ビジネスサポート)サービス業	82.90	
教育機関	85.00	37
廃棄物の収集・処理・処分業(再生業を除く)	38.00	39
情報サービス業	63.90	
会員制団体	94.00	
クリーニング業	96.01	

【品質用事業セクター表】

	事業セクター	カテゴリー
高リスク	①食品	製品又はサービスの不具合により、経済的な大損害が発生し、又は 生命が危機 にさらされる。
	②医薬品	
	③航空機	
	④造船	
	⑤耐荷重部品及び構造物	
	⑥複雑な建設活動	
	⑦電気及びガス設備	
	⑧医療及び保健サービス	
	⑨漁業	
	⑩核燃料	
	⑪化学薬品	
	⑫化学製品及び繊維	
中リスク	⑬非耐荷重部品及び構造物	製品又はサービスの不具合により、負傷又は疾病が発生する 可能性がある 。
	⑭単純な建設活動	
	⑮基礎金属及び加工金属製品	
	⑯非金属製品	
	⑰家具	
	⑱光学装置	
	⑲娯楽及び個人サービス	
	⑳ゴム製品・プラスチック製品	
	㉑自動車・自動車部品	
	㉒ガラス製品	
	㉓電子部品	
	㉔再生業	
低リスク	㉕織物及び衣類	製品又はサービスの不具合により、負傷又は疾病が発生する 可能性が低い 。
	㉖パルプ	
	㉗紙及び紙製品	
	㉘出版	
	㉙オフィスサービス	
	㉚教育	
	㉛卸売り・小売り	
	㉜ホテル及びレストラン	
	㉝輸送・倉庫	
	㉞金融・保険・不動産・賃貸	
	㉟情報技術	

<サイト確認票付属表 2>

下記 1～3 全てに該当する場合、一時的サイトになります。

1	☐	顧客向けの業務・サービスを客先など自社敷地外で提供している
2	☐	1.を一定の期間又は一定の時間だけ提供している
3	☐	下記のいずれにも該当しない。 ①1年以上の期間、定常的に業務を実施・提供しているサイト ②他社敷地内などにあるが、実質自社の「事業所」として扱っているサイト ③自社の「事業所登録」をしているサイト ※①から③に該当する場合は、「サイト確認票(その他のサイト)」に内容を記載してください

～ 例 一定期間（時間）の作業終了後に撤収する業務 ～

- ・生産設備設置工事, 建設工事
 - ・顧客向けのアフターサービス(保守・点検)
 - ・ビル等清掃作業
 - ・廃棄物収集・運搬
 - ・貨物の輸送
- など

エネルギーの使用量の原油換算表／省エネ法施行規則第4条

別表1 ※二重線枠内をご記入ください。

エネルギーの種類			使用量			換算係数 [施行規則 別表第1・2・3]	
			単位	数値	熱量 GJ	数値	単位
燃 料 及 び 熱	原油(コンデンセートを除く)		kl		0	38.2	GJ/kl
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kl		0	35.3	GJ/kl
	揮発油		kl		0	34.6	GJ/kl
	ナフサ		kl		0	33.6	GJ/kl
	灯油		kl		0	36.7	GJ/kl
	軽油		kl		0	37.7	GJ/kl
	A重油		kl		0	39.1	GJ/kl
	B・C重油		kl		0	41.9	GJ/kl
	石油アスファルト		t		0	40.9	GJ/t
	石油コークス		t		0	29.9	GJ/t
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t		0	50.8	GJ/t
		石油系炭化水素ガス	千m3		0	44.9	GJ/千m3
	可燃性 天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t		0	54.6	GJ/t
		その他可燃性天然ガ	千m3		0	43.5	GJ/千m3
	石炭	原料炭	t		0	29.0	GJ/t
		一般炭	t		0	25.7	GJ/t
		無煙炭	t		0	26.9	GJ/t
	石炭コークス		t		0	29.4	GJ/t
	コールタール		t		0	37.3	GJ/t
	コークス炉ガス		千m3		0	21.1	GJ/千m3
高炉ガス		千m3		0	3.41	GJ/千m3	
転炉ガス		千m3		0	8.41	GJ/千m3	
その他の 燃料 等	都市ガス(注1)	千m3		0	45	GJ/千m3	
	()			0			
産業用蒸気		GJ		0	1.02	GJ/GJ	
産業用以外の蒸気		GJ		0	1.36		
温水		GJ		0	1.36		
冷水		GJ		0	1.36		
()		()		0			
小計					0	0 ←B	
電 気	一般電気事業者	昼間買電	千kWh		0	9.97	GJ/千kWh
		夜間買電	千kWh		0	9.28	GJ/千kWh
	その他	上記以外の 買電	千kWh		0	9.76	GJ/千kWh
		自家発電 (注2)	千kWh		(注2)		GJ/千kWh
	小計		C→	万kWh	0	0	
合 計 GJ					0		
原油換算 kl(注3)					A→	0	0.258(注3) kl/10GJ

「都市ガス」についてはその種類も多く、また同種のガスでもガス供給事業者による差があるので、ガス供給事業者を確認し

(注1) 「自家発電」については参考として記載。燃料使用量においてカウントされているため、合計には含めません。

(注2) 合計した熱量(GJ)を原油換算klに換算するには、換算係数 0.258kl/1,000 万kJ(=0.258kl ABC の数値を使用届出書に記入。

別表2(大気関係:特定施設)

項	施設名	用途	規模要件	備考
1	ボイラー(熱風ボイラーを含む)		伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃焼能力(重油換算、以下同様)が50L/h以上	熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く
2	ガス発生炉 加熱炉	水性ガス又は油ガスの発生に用いる	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上であるか、又はバーナーの燃焼能力が50L/h以上	
3	焙焼炉 焼結炉(ペレット焼成炉を含む) 煅焼炉	金属の精錬又は無機化学工業品の製造に用いる	原料処理能力1t/h以上	14 項に掲げるものは除く
4	溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む) 転 炉 平 炉	金属の精錬に用いる		
5	溶解炉	金属の精製又は鑄造に用いる	火格子面積1㎡以上であるか、羽口面断面積0.5㎡以上であるか、バーナーの燃焼能力50L/h以上であるか、又は変圧器の定格容量200KVA以上	こしき炉、14 項及び24 項から26 項までに掲げるものは除く
6	加熱炉	金属の鍛造、圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理に用いる		
7	加熱炉	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品等の製造に用いる		
8	流動接触分解装置のうち触媒再生塔	石油の精製に用いる	触媒に付着する炭素の燃焼能力が200kg/h以上	
8 の 2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置のうち燃焼炉		バーナーの燃焼能力が6L/h以上	
9	焼成炉 溶融炉	窯業製品の製造に用いる	火格子面積1㎡以上であるか、バーナーの燃焼能力50L/h以上であるか、又は変圧器の定格容量200KVA以上	26 項に掲げるものは除く
10	反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む) 直火炉	無機化学工業品又は食料品の製造に用いる		
11	乾燥炉			14、23 項に掲げるものは除く
12	電気炉	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造に用いる	変圧器の定格容量1,000KVA以上	
13	廃棄物焼却炉		火格子面積2㎡以上であるか、又は焼却能力200kg/h以上	
14	焙焼炉 焼結炉(ペレット焼成炉を含む) 溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む) 転 炉 溶解炉 乾燥炉	銅、鉛又は亜鉛の精錬に用いる	原料処理能力が0.5t/h以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃焼能力が20L/h以上	

15	乾燥施設	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造に用いる	容量が 0.1‰以上	
16	塩素急速冷却施設	塩素化エチレンの製造に用いる	原料塩素処理能力(塩化水素については塩素換算量、以下同様)が 50kg/h以上	
17	溶解槽	塩化第二鉄の製造に用いる		
18	反応炉	活性炭の製造に用いる	バーナーの燃焼能力が3L/h以上	塩化亜鉛を使用するものに限る
19	塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設	化学製品の製造に用いる	原料塩素処理能力が 50kg/h以上	塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものは除く
20	電解炉	アルミニウムの製錬に用いる	電流容量が 30KA 以上	
21	反応施設 濃縮施設 焼成炉 溶解炉	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造に用いる	原料燐鉱石処理能力が 80kg/h以上であるか、バーナーの燃焼能力が 50L/h以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200KVA 以上	原料として燐鉱石を使用するものに限る
22	濃縮施設 吸収施設 蒸溜施設	弗酸の製造に用いる	伝熱面積が 10 m ² 以上であるか、又はポンプの動力が1kw以上	密閉式のものを除く
23	反応施設 乾燥炉 焼成炉	トリポリ燐酸ナトリウムの製造に用いる	原料処理能力が 80kg/h以上であるか、火格子面積が1m ² 以上であるか、又はバーナーの燃焼能力が 50L/h以上	原料として燐鉱石を使用するものに限る
24	溶解炉	鉛の第2次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造に用いる	バーナーの燃焼能力が 10L/h以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40KVA 以上	鉛合金の製造を含む
25	溶解炉	鉛蓄電池の製造に用いる	バーナーの燃焼能力が4L/h以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20KVA 以上	
26	溶解炉 反射炉 反応炉 乾燥施設	鉛系顔料の製造に用いる	容量が 0.1‰以上であるか、バーナーの燃焼能力が4L/h以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20KVA 以上	
27	吸収施設 漂白施設 濃縮施設	硝酸の製造に用いる	硝酸の合成、漂白又は濃縮能力が 100kg/h以上	
28	コークス炉		原料処理能力が 20t/日以上	
29	ガスタービン		燃料の燃焼能力が 50L/h以上	常用・非常用の区分を届け出る
30	ディーゼル機関		燃料の燃焼能力が 50L/h以上	常用・非常用の区分を届け出る
31	ガス機関		燃料の燃焼能力が 35L/h以上	常用・非常用の区分を届け出る
32	ガソリン機関		燃料の燃焼能力が 35L/h以上	常用・非常用の区分を届け出る

別表3(水質関係:特定施設)

番号	名称
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設(49. 12. 1 施行)
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー(57. 1. 1 施行)
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設(57. 1. 1 施行)
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ス 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(57. 1. 1 施行) イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ス 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ス 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸りゅう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設

51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加流施設(57. 1. 1 施行)
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設(57. 1. 1 施行)
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(溶融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設(H13. 7. 1 施行)
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64の2	水道施設(水道法第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(51. 6. 1 施行) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の3	共同調理場(学校給食法第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(63. 10. 1 施行)
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
70	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するものをいう。)
70の2	自動車分解整備事業(道路運送車両法第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)(57. 1. 1 施行)
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの(※)に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの(49. 12. 1 施行) イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設 ※環境省令で定める事業場は次に掲げる事業場とする。 1 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 2 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 3 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。) 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、専修学校、各種学校、高等専門学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所

	8 植物検疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するもの(※)をいう。)である焼却施設(54. 5. 10 施行) ※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力が5トン以上(焼却施設にあつては、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m²以上)のごみ処理施設とする。
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設(※1)であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの(57. 1. 1 施行) ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設(※2)(10. 6. 17 施行) ※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号の産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。(第3号、第5号又は第8号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。) 1号 汚泥の脱水施設であつて、1日当たりの処理能力が10m³を超えるもの。 3号 汚泥(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの イ 1日当たりの処理能力が5m³を超えるもの ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの ハ 火格子面積が2m²以上のもの 4号 廃油の油水分離施設であつて、1日当たりの処理能力が10m³を超えるもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。) 5号 廃油(廃PCB等を除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。) イ 1日当たりの処理能力が1m³を超えるもの ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの ハ 火格子面積が2m²以上のもの 6号 廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、1日当たりの処理能力が50m³を超えるもの 8号 廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの イ 1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの ロ 火格子面積が2m²以上のもの

	11 号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 ※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる産業廃棄物処理施設(第 12 号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。)は次のとおりとする。 12 号 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設 12 の 2 廃 PCB 等(PCB 汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入された PCB を含む。)又は PCB 処理物の分解施設 13 号 PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)(3. 10. 1 施行)
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸りゅう施設(前各号に該当するものを除く。)(3. 10. 1 施行)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。)
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前 2 号に掲げるものを除く。)
指定地域特定施設 (施行令第 3 条の 2)	政令で指定された地域(※)において、特定施設となる施設。 ・建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽(3. 4. 1 施行) <u>※島しょ及び町田市の一部(境川流域)を除く東京都全域が指定地域になっています。</u>

別表4(公害防止管理者)

公害発生施設の区分	公害防止 管理者の種類	資格者の種類
カドミウム・その化合物、塩素・塩化水素、ふっ素、ふっ化水素・ふっ化けい素、又は、鉛化合物を含むばい煙を発生する施設(大気関係有害物質発生施設)(注1)で、排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 以上の工場に設置されるもの。	大気関係第1種 公害防止管理者	大気関係第1種 有資格者
大気関係有害物質発生施設で、排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 未満の工場に設置されるもの。	大気関係第2種 公害防止管理者	大気関係第1・2種 有資格者
大気関係有害物質発生施設以外のばい煙発生施設で、排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 以上の工場に設置されるもの。	大気関係第3種 公害防止管理者	大気関係第1・3種 有資格者
大気関係有害物質発生施設以外のばい煙発生施設で、排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 未満の工場に設置されるもの。(注2)	大気関係第4種 公害防止管理者	大気関係第1～4種 有資格者
水質関係有害物質発生施設(注3)で、排出水量が1日当たり1万m ³ 以上の工場に設置されるもの。	水質関係第1種 公害防止管理者	水質関係第1種 有資格者
水質関係有害物質発生施設(注3)で、排出水量が1日当たり1万m ³ 未満の工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されるもの。	水質関係第2種 公害防止管理者	水質関係第1・2種 有資格者
水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設(注4)で、排出水量が1日当たり1万m ³ 以上の工場に設置されるもの。	水質関係第3種 公害防止管理者	水質関係第1・3種 有資格者
水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が1日当たり1万m ³ 未満の工場に設置されるもの。(注4)	水質関係第4種 公害防止管理者	水質関係第1～4種 有資格者
機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る)、鍛造機(落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る)(注5) 液圧プレス(矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941キロニュートン以上のものに限る)、機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る)、鍛造機(落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る)(注6)	騒音・振動関係 公害防止管理者 (新資格)	騒音・振動関係有資格者 騒音関係有資格者(注9) 振動関係有資格者(注10)
特定粉じん(石綿)発生施設(注7)	特定粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1～4種 有資格者 特定粉じん関係有資格者
一般粉じん(石綿以外のもの)発生施設。(注8)	一般粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1～4種有資格者 特定粉じん関係有資格者 一般粉じん関係有資格者
排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 以上、かつ、排出水量が1日当たり1万m ³ 以上のばい煙発生施設及び汚水等排出施設を設	公害防止 主任管理者	公害防止主任管理者有資格者又は大気関係第1種

置の工場。		若しくは第3種有資格者であって、かつ水質関係第1種若しくは第3種有資格者である者
1. 焼結鉍(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの 2. 製鋼の用に供する電気炉(鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)であって、変圧器の定格容量が1,000 キロボルトアンペア以上のもの 3. 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの 4. アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの 5. 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 6. カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 7. 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 8. 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ.ろ過施設 ロ.乾燥施設 ハ.廃ガス洗浄施設 9. 2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノン(2,3-dichloro-1,4-naphthoquinone)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ.ろ過施設 ロ.廃ガス洗浄施設 10. アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 11. 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 12. カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するもの	ダイオキシン類関係 公害防止管理者	ダイオキシン類関係 有資格者

に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ.硫酸濃縮施設 ロ.シクロヘキサン分離施設 ハ.廃ガス洗浄施設 13. クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ.水洗施設 ロ.廃ガス洗浄施設 14. アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ.廃ガス洗浄施設 ロ.湿式集じん施設 15. 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ.精製施設 ロ.廃ガス洗浄施設 ハ.湿式集じん施設 16. 8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b;3'・2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハ.においては単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ.ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ.ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ.ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ.熱風乾燥施設		
---	--	--

注)

1. 大気汚染防止法施行令第1を参照のこと。
2. 大気関係有害物質発生施設が設置されてない工場で、排出ガス量が1時間当たり1万m³未満のものは法の対象にならない。
3. 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1を参照のこと。
4. 水質関係有害物質発生施設が設置されていない工場で、排出水量が1日当たり1千m³未満のものは法の対象にならない。
5. 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内の工場に設置されているものに限る。
6. 振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内の工場に設置されているものに限る。
7. 大気汚染防止法施行令別表第2の2を参照のこと。
8. 大気汚染防止法施行令別表第2を参照のこと。
9. 平成18年度以降も騒音発生施設に選任される公害防止管理者としての資格を有します。
10. 平成18年度以降も振動発生施設に選任される公害防止管理者としての資格を有します。

別表5(騒音)

騒音規制法の特定施設		
(法第2条、施行令第1条、別表第1)		
1	金属加工機械	
	イ	圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものに限る。)
	ロ	製管機械
	ハ	ベンディングマシーン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。)
	ニ	液圧プレス(矯正プレスを除く。)
	ホ	機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)
	ヘ	せん断機(原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。)
	ト	鍛造機
	チ	ワイヤーフォーミングマシン
	リ	ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のを除く。)
	ヌ	タンブラー
	ル	切断機(と石を用いるものに限る。)
2	空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)	
4	織機 (原動機を用いるものに限る。)	
5	建設用資材製造機械	
	イ	コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る)
	ロ	アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)
6	穀物用製粉機 (ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)	
7	木材加工機械	
	イ	ドラムバッカー
	ロ	チップパー(原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)
	ハ	碎木機
	ニ	帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)
	ホ	丸のこ盤(帯のこ盤と同じ)
	ヘ	かんな盤(原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)
8	抄紙機	
9	印刷機 (原動機を用いるものに限る。)	
10	合成樹脂用射出成型機	
11	鋳造型機 (ジョルト式のものに限る。)	

別表6(振動)

振動規制法の特定施設		
(法第2条、施行令第1条、別表第1)		
1	金属加工機械	
	イ	液圧プレス(矯正プレスを除く。)
	ロ	機械プレス
	ハ	せん断機(原動機の定格出力が1kw以上のものに限る。)
	ニ	鍛造機
	ホ	ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kw以上のものに限る。)
2	圧縮機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)	
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)	
4	織機(原動機を用いるものに限る。)	
5	コンクリートブロックマシーン(原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kw以上のものに限る。)	
6	木材加工機械	
	イ	ドラムバッカー
	ロ	チップパー(原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。)
7	印刷機(原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。)	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のものに限る。)	
9	合成樹脂用射出成型機	
10	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)	